

第二次福島県復興公営住宅整備計画

平成25年12月

福島県

目次

基本的な考え方	1
整備戸数及び整備箇所	2
建設に当たっての考え方	3
入居の考え方	5



※ 復興公営住宅は、原子力災害により避難指示を受けている方が、低廉な家賃で入居できる公営住宅です。

基本的な考え方

コミュニティの維持・形成

- 復興公営住宅は、避難されている方々のコミュニティの維持・形成の拠点となるものです。
- このため、入居に当たっては、市町村単位や親族同士等、複数世帯の入居(グループ入居)に配慮します。
- コミュニティ集会室等を併設する等、入居する方々はもちろん、周辺に避難されている方々も含めて交流できるよう整備します。
- さらに、コミュニティ集会室等を拠点に、地域にお住まいの近隣住民の方々とも交流が図られるよう、コミュニティ復活交付金等を活用した様々な事業を実施します。

整備戸数及び整備箇所

整備戸数、箇所

- 全体で4, 890戸を整備します。
- 整備箇所、整備戸数は、平成 25 年度に復興庁、県、避難元自治体が実施した住民意向調査結果等を基にしています。
- 市町村別の整備戸数は、次に掲げる戸数を基に関係市町村との個別協議を行い、決定していきます。

福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	二本松市	南相馬市	川俣町	三春町	田村市、本宮市、 桑折町、大玉村、 川内村 他
430 戸	100 戸	570 戸	1,760 戸	340 戸	900 戸	170 戸	220 戸	400 戸

※ 整備戸数には、市町村営分を含んでいます。

- 今後も住民意向調査や意向確認作業等による修正を重ねながら精度を高め、関係市町村との個別協議の内容を踏まえて、計画を見直していきます。

整備スケジュール

- 第一次計画の概ね 3,700 戸については、平成 27 年度までの入居を目指し、整備を進めていきます。
なお、第二次計画で上乘せした戸数については、平成 27 年度以降早期に入居できるよう整備を進めていきます。
- 設計施工一括選定方式や買取方式等の民間活用方式を取り入れ、整備期間の短縮を図っていきます。

建設に当たっての考え方

復興公営住宅の特徴

- 玄関から居室内まで、段差のないバリアフリーとします。
- 3階建て以上の建物には、全てエレベーターを整備します。



1階部分のイメージ

段差なし（全住戸）

手すり
玄関、廊下、トイレ
風呂場に設置

★非常用ボタン（1階）
発光（フラッシュ）点灯と
音で異常を周囲に周知

レバーハンドル

介助スペースを確保したトイレ
（2方向進入可）

緊急時
警報装置
（1階）

引戸
（1階）

大型スイッチ

※図は2LDKタイプ

整備に関する考え方

- コミュニティ集会室等を併設する等、入居する方々はもちろん、周辺に避難されている方々も含めて交流できるよう整備します。
- 地域の気候に配慮し、特に会津地方では、サンルームを設置します。
- 太陽光発電設備を設置するとともに、エネルギー効率のよい住宅を整備します。
- 用地の状況を踏まえ、戸建てや2戸1棟の住宅も整備します。
- 一部について、ペットが飼育できる住宅も整備します。
- 木造住宅や内装材への県産木材の活用に配慮します。



入居の考え方

入居方針

- コミュニティ維持のため、市町村単位での入居に配慮します。
- 親族同士等、複数世帯での入居（グループ入居）に配慮します。
- 高齢者、障がい者、妊婦を含む子育て世帯等に配慮します。

※ 市町村営の復興公営住宅も全体の整備戸数に含みますが、建設や入居に当たっての考え方については、設置する市町村が定めます。